

川崎都市計画事業登戸地区画整理事業 に係る基準地積の更正等事務取扱要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎都市計画事業登戸地区画整理事業施行条例（以下「条例」という。）第17条第1項、第2項及び第3項に規定するもののほか、基準地積の更正に係る事務手続について定めるものとする。

第2章 宅地所有者からの基準地積の更正申請

(申請人)

第2条 申請人は、土地登記簿上の土地所有者とする。ただし、土地登記簿上の土地所有者が死亡している場合は、その相続人とする。また、申請に係る土地が共有の場合は、共有者全員とする。

(申請地)

第3条 申請人又は親族等の土地が2筆以上連続している場合は、その連続する全部の土地について申請しなければならない。

(申請書)

第4条 申請人は、基準地積更正申請書（以下「申請書」という。）により申請を行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付するものとし、図面の様式については、不動産登記法施行細則（明治32年司11号）第42条の4の規定に準じて作成されたものとする。

(1) 同意書

ア 申請地に隣接する土地所有者全員の同意書

イ 隣接地が公有地である場合は、その同意書又はそれに代わる書類

ウ 共有地の場合は、共有者全員の同意書

(2) 公図写し

縮尺は公図と同一とし、作製年月日を記載し、作製者が署名押印したものに限る。

(3) 実測図

ア 申請人及び隣接土地所有者立会いの上で実測した測量成果に基づき、原則として250分の1の縮尺によるものとする。

イ この実測図は、申請人、隣接土地所有者及び作成者が署名押印したものでなければならない。

(4) 第2条第1項ただし書の規定による場合は、その相続を証する書類

(申請人等の押印)

第5条 申請書及び同意書の押印は実印とし、印鑑証明書を添付するものとする。

(申請期限)

第6条 この要領の規定による申請期限は、条例第16条に規定する基準日から60日以内とする。

(申請場所及び受付時間)

第7条 申請場所は、条例第6条に規定する川崎市登戸区画整理事務所とし、受付時間は開庁時間内に限る。

(受付)

第8条 受付は、申請人から提出のあった申請書に受付印を押し、受付簿に記入をして行う。ただし、明らかに書面等が不備で、その場で返戻するものについてはこの限りでない。

(受理期限)

第9条 申請書の受理期限は、基準日から60日以内とする。ただし、第6条の期限内前条の受付を行った申請書で受理期限内に書面の不備を補正できない特別の理由がある場合は、この限りでない。

(申請人等の確認)

第10条 申請人及び同意書の確認は、添付された印鑑証明書により行うものとする。ただし、印鑑証明書の添付が不可能な場合は、葉書等により確認を行う。

(申請の結果通知)

第11条 条例第17条第2項の規定により、申請地の登記されている地積が、事実と相違していると認めるときは、相違している旨及び更正後の基準地積を申請人に通知するものとする。また、登記地積が事実と同じであることが確認されたときは、その旨を申請人に通知するものとする。

第3章 条例第17条第3項の規定による施行者の行う基準地積の更正

(実測の手続)

第12条 条例第17条第3項の規定により基準地積を更正する場合の当該地区の現地実測は、次により行う。

- (1) 宅地所有者及び関係隣接土地所有者へ立会いを求める通知
- (2) 境界の確認
- (3) 測量

(実測結果の通知)

第13条 前条の規定による実測の結果、実測した土地の登記地積が事実と相違していると認めるときは、相違している旨及び更正後の基準地積をその宅地の所有者に通知する。

第4章 雑則

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、基準地積の更正に係る事務手続に関する必要な事項は、まちづくり局長が定める。

附 則

この要領は、昭和63年10月12日から施行し、同年9月16日から適用する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年11月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条第1項関係）

年 月 日

（あて先）

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業

施行者 川 崎 市

代表者 川崎市長

住所

申請人

氏名

印

基準地積更正申請書

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業区域内にある私所有の次の土地は、登記地積と実測地積とに差異があるので、川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例第17条第1項の規定の基づき、基準地積の更正を申請します。